

令和6年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和6年5月10日(金)

招集場所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員

6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員

11番 高橋敦美委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 17番 船越真委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 16番 能登路幸輝委員 18番 安井貴之委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員

三島通政委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 矢倉守委員 松本裕三委員 本池実委員

大家保委員 尾坂宣雄委員 橋本慎一委員 高濱健委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 藤原主任 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等
促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について

(3) 非農地現況証明について

(4) 農地転用現況確認書の交付について

(5) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の照明について

(6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

(7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第2回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号8番の小西委員と議席番号10番の関本委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、宅野委員、竹中委員、能登路委員、安井委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（渡邊主事）

農地法4条の別紙に誤りがありました。修正したものを改めて配布させていただいておりますので差し替えをお願いいたします。訂正箇所は雨水排水の部分に、自然流下後、溜枡へとなっていたところを自然流下及び溜枡後既設道路側溝へと修正しております。申し訳ございませんでした。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号6の泉から、番号8の淀江町佐陀について一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（藤原主任）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号6番と7番について、同一申請者で申請地も近接しているため、同時に説明いたします。先に〇〇番地の申請地について下泉公民館近くにありす田1筆 1、857平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。続いて〇〇番地と〇〇番地の申請地について田2筆2、266平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号8番淀江町佐陀の議案について説明いたします。東クローバー保育園近くにありす田1筆128平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。3条許可案件は以上3件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

番号6と番号7の泉について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

木下です。5月6日に関本委員、尾坂委員と私、この度土地を購入される武部さんと4人で現地確認を行いました。綺麗に耕作されておりまして問題はないと思います。6番と7番とも一緒です。よろしくをお願いします。

議長（角会長）

番号8の淀江町佐陀について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高濱推進委員

8番の議案について補足説明させていただきます。現地調査は5月2日に木下委員と私、推進委員の高濱が行いました。譲渡人の近所の〇〇さんがこの土地を今まで管理されておられました。〇〇さんは法定相続人ではありませんが、この度贈与という形で許可申請されたものでございます。許可について問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号1の淀江町中間について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

1番の議案について説明します。5月2日に木下委員と私で現地確認を行いました。この農地については、地元実行組合、地元土地改良区、隣地の農地耕作者の同意がございません。また、地元自治会の同意もございません。したがって、この農地は問題ありと考えております。以上です。

議長（角会長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

地元同意、排水同意、隣接農地の同意が無いということですが、事務局から何か補足はありますか。

事務局（渡邊主事）

改めて事務局より詳細を説明させていただきます。転用目的は、共同住宅敷地を計画したものです。造成計画については最高81センチメートルの盛土造成を行います。擁壁としてコンクリートブロック高さ100センチメートルを設置します。雨水の排水について、自然流下及び溜樹後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。淀江白浜土地改良区の意見書を確認しております。農地区分について、淀江町中間〇〇は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の

沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。

淀江町中間〇〇は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。第1種農地であっても、今回のように「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の場合は集落接続の許可根拠に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（角会長）

事務局からは問題ないという意見、地元委員からは同意がないので賛同しないという意見が出ました。なにか質問等がございますか。

高橋農業委員

第1種農地に係る案件は現地調査をすると決めているはずですが、事前に事務局に確認したら、面積が少ないうえ、集落接続であるため現地調査は行わないと言われました。確かに第1種農地であっても集落接続であれば提供できるという根拠はありますが、であればどれくらい集落接続なのか現地を確認しないと口頭だけで説明されても私はちょっと納得いきません。

森中推進委員

現地調査をするかしないかの判断は誰がするのですか。

事務局（古橋事務局長）

事務局で状況を見させていただき判断させていただいております。

関本農業委員

現地調査は誰が行ったのですか。

事務局（古橋事務局長）

現地は担当者が行っております。誰が行くかどうかも含めて事務局全体で判断しております。もちろん今回、大部分が1種であれば当然見に行かなければいけません、ただ今回は、人が歩けるか歩けないかのほんの溝の部分のみのため、現地まで行って1種だからどうかというところを判断していただく必要が無いと判断いたしました。

高橋農業委員

みんなの意見を聞きながら、1種農地の案件、3,000平方メートルを超える常設審議会にかかる案件など現地調査に行くかどうかの基準を設けておかないと、事務局でこれは行くとか行かないとかを決めるのはどうかと思います。

事務局（古橋事務局長）

おっしゃられた通り1種農地や常設案件であれば、原則、現地を見に行きますが、今回のようなイレギュラーな場合は不要と判断しました。

高橋農業委員

今回の件はわかりましたが、独断で現地調査をするかしないかの判断をするのではなく、基準を作ったほうがよいと思います。

関本農業委員

1種の面積がどれくらいだったら見るか見ないかの基準はグレーゾーンではないですか。

事務局（古橋事務局長）

それについて明確な基準があるわけではございません。それでは、本件のように若干の1種農地が含まれる場合も現地調査に行くという事でよろしいでしょうか。

高橋農業委員

今回のような場合は必要ないと思います。

事務局（古橋事務局長）

それでは判断に困るような案件は、事前に会長に協議させてもらうとういことではいかがでしょうか。

高橋農業委員

それでよいと思います。

森中推進委員

1種農地と2種農地の共同住宅への転用ということですが、1種の許可には代替用地の検討等が必要であるはずですが、1種農地が含まれる本件についてどのようなことで事務局として申請を受理したのですが。

事務局（妹尾係長）

1種農地の割合が規定以下であれば許可できるという基準が定められておりますので、本件は基準以下であり許可の可能性があるとということで申請を受理しております。

高橋農業委員

それは何パーセント以下なら許可できるか確認したのですか。

事務局（渡邊主事）

申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合、ただし、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、同じく甲種農地の割合が5分の1を超えないものに限ると記載がございます。

公本農業委員

3分の1と言われましたが、2,000平方メートルの雑種地の隣に680平方メートルの1種農地を雑種地に転用するという申請書

が拳がった際に気づいたのですが、仮に5年かけて5ヘクタールを雑種地にして、3分の1ルールを適応して、2ヘクタールを雑種地に申請したらトータルして7ヘクタールとなるのでその3分の1を許可してくださいと出せば、その文言だと許可せざるを得ないです。大きな問題を見過ごしてきていると思います。農業委員会主導で何か制限しないとその都度問題になってくるのではないのでしょうか。

議長（角会長）

その件については、3分の1だけでなく上限の数値等もあると思いますので県及び農業会議とも相談したいと思います。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

船越農業委員

隣接耕作者から同意がないとはどのようなことですか。また、同意そのものが法的な基準に照らしたときに効力を持つものなのか教えてください。以前事務局に確認した際は、厳密には法的な効力は無いと聞いていますが、耕作者を守るのが農業委員の趣旨であると思うので不同意の理由を聞かせたい。

高濱推進委員

隣接する市道の幅員が2.4メートルしかなく、付近300メートルに30軒の地元民が住んでおります。そこに14軒、22台の車が入ってくると地域の生活環境が悪化するのには目に見えています。したがって地元自治会の同意が取れておりません。実行組合も同意しない。土地改良区も同意しないという状況でございます。

木下農業委員

高濱推進委員と何度も現地を見に行きましたが、道が狭く2台がすれ違うこともできません。救急車が入ってくる入口のところもすごく狭くて、アパートが建てば新たな車の出入りができて近隣住民が困ってしまうことはよくわかります。

関本農業委員

事務局に確認しますが、4条転用でこれまで地元実行組合や改良区の同意が得られないことはあったのですか。

事務局（古橋事務局長）

過去の事例としてはあったと聞いております。

補足させていただきます。ここで問題となるのが被害防除の関係かと思いますが、排水について、汚水は公共下水道です。雨水は自然流下によって道路側溝に流すということですが、ここで地元の実行組合の同意が取れていない。理由として地元の治安の問題ですとか交通安全等々の問題があるとのこと。なので、申請者側から、雨水を側溝に流しても問題ないという補完資料として流量計算書が出ております。開発許可の基準に照らし合わせて下流まで流量計算書をつけて安全であるという申立てが出ております。

関本農業委員

技術的な問題はわかっています。なんで地元の同意が取れないのに申請を出したかということです。実行組合や土地改良区に同意書を持って行ったのですよね。

事務局（古橋事務局長）

同意を取るべく実行組合や土地改良区に出向きて説明をされましたが、組織としても地元が反対しているのに同意できないということ

で同意がもらえないと聞いております。

関本農業委員

一旦持ち帰ってもらって地元と話し合ってもらおうという方法もあると思うのですが。

事務局（古橋事務局長）

保留ということはできませんので、意見を付して県に進達する必要があるかと思います。

森中推進委員

すべての同意書を揃えてから議案にあげるのが基本的な問題ではないかと思いますが、それについて事務局はどう考えていますか。

事務局（古橋事務局長）

この問題は7月から業者と詰めておりまして、再三、なんとか同意書を取るよう申し入れをしております。同意が取れて申請を受理するのが理想でございますが、どうしても取れないということでした。申請者側も申請手続きを強く希望しており、行政手続きとして申請が出たものを拒否することはできませんので、再三の調整をしておりますが現在の事態になったという経緯です。どうしても申請したいという強い意志があれば受けざるをえないと考えております。

船越農業委員

行政手続き上、保留にすることはできないのですが、委員の皆さんは隣接耕作者、地域住民のことを考えると同意できないと決めていらっしゃるのです。その旨を付して県に進達して、最終的な決裁は知事なので、そこで判断してもらおうということでもよろしいのではないのでしょうか。

関本農業委員

結局、許可ですか、不許可ですか。農業委員会としてどのような判断ができるのですか。

事務局（古橋事務局長）

意見を付してということで、この場で出たのは許可とも不許可とも言えない。ただ、地元の同意が無いということは農業委員としては合意できないというありのままの意見を県に送る、かつ申請書類と農業委員会の意見を照らし合わせて許可権者である県に判断していただく、場合によっては県から追加書類を求められるかもしれません。

業者に対しても総会でそのような意見が出た旨をくれぐれも伝えた上で、今後も同意形成に努力していただく必要があると考えております。

議長（角会長）

そうしますとそのように意見を付して県に進達することにします。

それでは番号2の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

2番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅敷地を計画したものです。5月4日に田中推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁としてコンクリートブロック高さ100センチメートルを設置します。雨水の排水について、農業用排水路及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは8ページ、番号9の榎原について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田子農業委員

9番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。5月4日に大塚推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、尚徳三ヶ堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号10の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

10番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。4月30日に公本委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号11と12の大篠津について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

11番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。4月25日に角委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて、12番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場で、現在北側の隣地を資材置場として使用しており拡張を計画したものです。4月25日に角委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。水路があるので隣接耕作地もありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号13の富益町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

足立農業委員

13番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を

計画したものです。4月27日に木村農業委員、中西推進委員と私で現地確認を行いました。造成計画は、最高10センチメートルの盛土造成を行います。コンクリート打設を行います。雨水の排水について、敷地内溜桝設置し、定期的に汲取り処理を行います。汚水の発生はありません。実行組合同意はありませんが、現地は住宅及び道路に囲まれ地権者の農地しかありません、水路もありません。米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして9ページ、番号14の両三柳について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

14番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。5月1日に泉委員、三島委員と私とで現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画は、最高49センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水について、エコソイルで整地ですので地下浸透です、地下浸透出来ないものについても溜桝から農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは10ページ、番号15の安倍について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

15番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、幼稚園の園舎新築工事に伴う一時転用で、現場事務所を計画したものです。一時転用期間は許可日から令和7年3月末日までです。5月1日に泉農業委員と私とで現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画は、ブルーシートで養生した地面に最高10センチメートルの盛土造成、砕石を敷き、終了後は資材等を撤去します。雨水の排水について、自然流下後農業用排水路に流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号16の東八幡について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

森中推進委員

16番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。5月8日に安井農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用します。その他、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号17の河岡について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

17番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場・駐車場を計画したものです。5月1日に現地確認を行いました。造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。自治会の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

関本農業委員

先ほどの4条の1番の議案ですが、農地法の4条の第3項で申請書に許可相当なのか不許可相当なのかはっきりして明記しないと書いてあります。許可なのか不許可なのかどちらとして意見書を付けるのかはっきりしないとけないと思います。事務局はどのように進達するのですか。

事務局（古橋事務局長）

不許可相当という意見を付して進達するということでさせていただきます。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ、議案第4号をお願いします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、12ページ、番号1の二本木と淀江町佐陀にまたがる案件について審議します。なお、この案件は2月9日の総会に提出されたものの再提出となります。

前回の説明不足の補正も含めて事務局から説明をお願いします。

事務局（渡邊主事）

失礼します。案件1について説明します。詳細は議案の通りです。

本申請地につきましては、国道431号線に隣接しており、米子インターチェンジに近く、また、流通業務予定地の北側に隣接しており、当該申出地を流通倉庫用地として利用するため、農振農用地区域の変更申出があったものです。市の考えとしましては、当該申請地は箕蚊屋土地改良区の受益地で第一種農地ではありますが、造成時に擁壁を先行施行し、隣接農地との距離を設けるなどの被害防除対策を行うことにより、農業にかかる支障を軽微にしています。農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている要件を満たすため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断しております。

この案件につきましては、令和6年2月総会の議案にかけておりましたが、委員の皆さまが納得して頂ける資料が不足していたということで継続審議となった経緯がございます。そのため、再度審議する上で、2月総会で出た議案1に対する質問を農林課の方から順に回答いたします。

議長（角会長）

そうしますと次に農林課から補足を兼ねて説明をお願いします。

農林課（山内課長補佐）

お手元の資料に沿って質問に回答させていただきます。2番、「駐車場と倉庫棟とはどのように連絡されているのか」との質問については、図面に表示したとおり連絡通路が設けてあります。5番、「造成時発生した残土の処理方法は」との質問については、場内処理のため残土は発生しません。6番、「地元自治会及び、実行組合への説明について」の質問については、地元自治会等に対して令和5年11月28日に箕蚊屋土地改良区の事務所で、土地利用計画図、排水計画図、建築計画書を提示して説明し、後日、地元の3自治会長及び農事実行組合から同意書の提出を受けておられます。7番、「除外理由に、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業施設への支障も軽微であるとなっているがその根拠については」との質問の1番、「倉庫棟の高さは何メートルか、それに依る西側の農地への影響および地権者への説明はどうされたか」については、高さは10メートルで、西側農地への影響は、日影図により確認されており、西側の地権者及び耕作者については説明をされ、同意書の提出を受けておられます。2番の「この事業に関して影響を受けた担い手は何名か、その面積は何アールで何パーセントか」については、担い手は3名で面積は143アールです。除外の全体面積が200アールのため、71.5パーセントになります。なお、2名の担い手の利用権については合意解約書を農業委員会に提出されておられます。また、1名については、利用権の合意解約について合意する旨の合意書の提出を受けておられます。3番、「影響を受けた担い手に対してどのような対応をしましたか」との質問については、担い手に説明をされ、同意されたことを確認しております。

ここからの質問事項については、農用地区域の除外には関係ませんが、申請者から説明してよいと回答をいただきましたので、説明いたします。1番、駐車場敷地及び倉庫敷地それぞれの大型トラック入口出口の図面ですが、事前に送付させてもらった議案のとおりです。3番、大型トラックが米子インターチェンジ方面にどの様に侵入するかについては、交差点を東に右折となっております。4番、信号機の設置はどうなっているかについては、実際の利用状況を確認したうえで公安委員会等において検討されます。

農林課からの説明は以上です。

議長（議長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

関本農業委員

担い手への支障が軽微ということですが、担い手が3名で143アールの面積で、全体面積200アールの71.5パーセントです。これが軽微と言えるのでしょうか。

農林課（赤井局長）

ここに書かれているのは開発面積の71.5パーセントになりまして、直接耕作されている方については既に同意されており、別の場所で耕作をされるということで検討されていますので特に影響はないと考えております。

議長（角会長）

その他にご質問ありますか。

森中推進委員

2月の議案が保留になって今月の議案となった経緯をもう一度教えてください。

農林課（赤井局長）

2月の時点では関本委員から不明な点がいろいろあるので審議が十分に尽くせないからその解答が欲しい、資料が十分に整っていないとのご指摘がありまして継続審議になりました。

高橋農業委員

2月の総会では農地をどうやって守るのかというかたちで保留になったと思うのですが、農林課のほうもまったくそうですねという返しじゃなかったですか。そのように記憶していますが。

農林課（山内課長補佐）

2月の総会では、現地視察の際に農林課が不在であったことへのご指摘や、様々なご意見をいただきましたが、資料不足もあり不明点について明確な答えを出すことができないということで、このままでは時間を費やすだけ次の議案に進まないということもあったことですから継続審議になったと認識しております。3月時点では耕作者の同意が不明確な部分があったため、耕作者へ説明をされ明確に同意を交わされた今回、議案として提出させていただいた流れとなります。

関本農業委員

前回の隣接地の転用の際に、交差点に横断歩道がありまして、そこに信号をつけるとおっしゃられていたと思うのですが、現実的に信号もないところでトラックが右折してインターチェンジのほうに出られるのでしょうか。

農林課（赤井局長）

信号の設置については公安委員会の管理となりますので、地元と業者が公安委員会に設置をお願いするという話になっておりますが、業者が勝手に信号を設置することはできないので、あくまで設置を要請するというものです。この度の申請案件についても業者は信号の設置を要請すると言っておられます。

関本農業委員

信号ができるかできないかではなく、信号がない交差点を使用することに安全上問題がないか危惧しております。

農林課（赤井局長）

事業開始前までには、交通量が増えて危険性が高まるので信号の設置をぜひお願いしたいと公安委員会に要望していただくよう業者側
にお願いしております。

森中推進委員

2月の総会で中止になったものがどのような理由で今回審議に出てきたのか理由を聞いているのですが。

農林課（赤井局長）

耕作者1名の方について4月に入ってからまだ同意をしていないということが判明しました。その後、同意が取れたことを確認しましたので今回の総会にかけさせていただきます。農林課で確認ができていなかったということは非でありますので、今後は確認してから総会に提出させていただき取扱いをさせていただきたいと思っております。この度は大変申し訳ありませんでした。

森中推進委員

事務局は農林課に申請が出た際は農業委員会事務局も申請書類の写しを貰っていますか。

農業委員会事務局（渡邊主事）

農林課から書類の写しを確認しております。

森中推進委員

貰っていて不整備のものを議案として出したのなら、おかしいと思います。

関本農業委員

担い手に対して結局、1名同意が取れていなかったということですが、前回総会前に担い手の方から、土地を返してくれと言われて大変だったと聞いていたが、前回の総会では問題ないとの説明だったので質問を書いたのですが、窓口は農林課ですから除外申請の計画が挙がってきた時にはっきりと確認される必要があると思います。担い手に対して代替地を提供する等の対応が必要ではないかと思いのように質問させてもらいました。

農林課（赤井局長）

関本委員のおっしゃるとおりですが、それぞれの補償内容について一つ一つ確認するのは個人情報にも関わるので、農林課としては、きちんと同意書が取れて補償も全て上手くいっていますかというのを確認させてもらうようにしております。そこで、できているとのことであれば、それ以上、補償内容についてお聞きする訳にはいかないのです、その点についてはご理解いただきたいと思ひます。

米澤農業委員

土地の真ん中に水路がありますが、この水路は誰でも出入りできますか。右側にはガードパイプがあるようですが、左にはないのほど

ういったことですか。それから、農振除外の要件7つあったと思いますが、その要件はクリアしていますか。

農林課（山内課長補佐）

農振法の条件について、農振法第13条第2項に規定がありまして、今年の4月から地域計画が法定化されたことで、許可要件が6要件となっております。1号要件は、変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域外に代替する土地が困難であると認められること。2号要件は、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。3号要件は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。4号要件は、農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。5号要件は、土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して8年経過した土地であること。6号要件は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。策定された地域については農振除外ができない。変更する場合は、逐次変更の申請を行い、了承を得ることが必要となります。以上が農振除外の除外規定の6要件になります。

米澤農業委員

よくわかりました。最後に言われた地域計画に支障がでることありませんか。

農林課（山内課長補佐）

現在は、巖・春日地区、尚徳・成実地区で計画を進めておりますが、来年の3月までに農協や土地改良区の意見を付して県に報告する計画です。

関本農業委員

危惧するのは、他の事案で農振除外申請時のもともとの計画について、農振除外許可後、計画変更を行った事例がありました。その時には農振除外後ですから米子市農林課は既に関係なくなってしまう、変更がある場合は農業委員会で責任を持たないといけなくなってしまうことです。

農林課（山内課長補佐）

関本委員が危惧されているお気持ちもわかります。農振除外申請が終わって、設計変更されると状況が変わるのではということですが、転用し、開発許可をし、建築設計と進んでいくかと思いますが、それぞれの部署で設計に対して、また周りに影響することも考慮して開発を進められる、許可をする部署もそれぞれ検討されると考えております。

事務局（妹尾係長）

お話の途中ですが、先ほどの米澤委員からの質問について回答が確認できましたので報告させていただきます。車を駐車する後にガードパイプを設置され、水路の両側にはフェンスを別途設置される計画とのことでした。以上です。

議長（角会長）

いろいろと意見が出ましたが隣接耕作者からの同意も取れ、支障もあまりないとの意見もありました。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

議長（角会長）

続いて、15ページ、議案第5号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、18ページ番号5-1から21ページ番号5-17まで一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（藤原主任）

議案のカッコ書き議案 18ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

18ページ番号5-1から番号5-7は再設定です。番号5-8は新規設定です。番号5-9から番号5-10は再設定です。

20ページ番号5-11から番号5-13は新規設定です。番号5-14から番号5-15は再設定です。21ページ番号5-16から番号5-17は新規設定です。

ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

番号5-1から番号5-17までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

それでは、所有権移転各筆明細について、23ページ番号5-1について審議します。

事務局から説明してください。

事務局（藤原主任）

続いて議案23ページ所有権移転各筆明細について説明いたします。番号5-1所有者の希望により農地を買い受けるものです
ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

議長（角会長）

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、24ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、25ページ番号5-1から36ページ番号5-59までを一括審議します。

事務局から説明してください。

事務局（藤原主任）

議案 25 ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。

25 ページ番号 5-1 から 35 ページ番号 5-52 は、近隣ほ場の耕作者であるため、権利の設定をするものです。35 ページ番号 5-53 は富益町基盤整備事業における一時利用地指定されたものについて利用権設定するものです。35 ページ番号 5-54 から 36 ページ番号 5-59 は、近隣ほ場の耕作者であるため、権利の設定をするものです。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、25 ページ番号 5-1 から 36 ページ番号 5-59 までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

議長（角会長）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

39 ページから 40 ページの農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、6 件を受理しています。次に、41 ページの農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、1 件を受理しています。次に、42 ページから 43 ページの非農地現況証明について、8 件を証明しています。次に、44 ページの農地の転用事実に係る照会に対する回

答について、5件を回答しています。次に、45ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、1件証明しています。次に、46ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

続きまして、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」という資料をお配りしております。これは、担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地に関する措置に関する評価などについてホームページ等で公表しているものです。令和6年度の目標について簡単に説明させていただきますと、3ページ目の中ほどに記載があります「2最適化活動の活動目標」の(1)推進委員等が最適化活動を行う活動日数につきまして、一人当たりのひと月の目標日数を昨年の6日から8日に変更しております。これは国の設定する目標値である10日を目指して日数を増やした数字になります。報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

議長（角会長）

それでは、本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。
ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

6月定例総会は、6月10日（月）市役所4階401会議室にて開催を予定しております。

次に、5月の農地相談会の開催は、5月21日（火）の午後2時から夜見公民館、5月23日（木）の午後2時から米子市役所本庁舎2階201会議室となっております。

私からは以上です。

議長（角会長）

これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時43分